

札幌市立西岡北小学校 令和5年度

学校いじめ防止基本方針



1. いじめの定義と本校における3つの共通認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

本校では、「いじめ防止対策推進法」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を基にして学校いじめ防止基本方針を策定し、以下の3つのことを視点に、いじめ問題に取り組んでいく。

◎認識を高め、組織で取り組む

～いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる

◎子どもたちの心を育てる

～いじめは絶対に許されない

◎迅速且つ的確な対応

～いじめられた子どもを絶対に守り通す

2. 認識を高め、組織で取り組む

（1）校内の組織体制

①学びの支援全体会

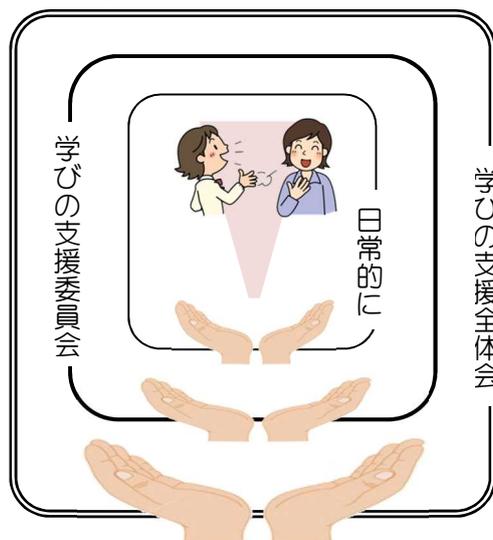
- ・1年に2回（前期1回、年度末に1回：職員会議に盛り込む）、特に、指導上配慮が必要な児童の情報共有を行い、いじめ問題だけに特化した取組ではないが、学校生活を送る上での困りをもつ児童の支援について教職員の見識を深める。
- ・事案によっては、いじめられやすい、いじめる側に回りやすい等の児童の特徴についての交流、市教委主催研修資料を使っての職員研修、実際例を基にした、いじめへの見方や考え方を揃えていくための研修の場となることもある。

②校内学びの支援委員会

- ・職員の共通認識が必要な事案が発生したときは適宜行う。
- ・教頭、保健主事、特別支援教育コーディネーター（養護教諭、特別支援学級担任を含む）により、子どもたちの状況について話し合いをもち、早期発見、未然防止に繋げていく。

③ブロック・学年間の日常の児童情報交流

- ・放課後等の職員室における児童に関する日常会話を重視する。担任一人の見取りに限定せず様々な教職員の良きアドバイスを大切にしながら、担任の児童観察の視点を磨いていく。



④いじめ防止対策委員会の設置

- ・いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止の対応にあたる。
- ・構成は、学びの支援委員会のメンバーに、適宜、関係職員が加わり対応を検討していく。

⑤相談体制

- ・スクールカウンセラー、巡回相談員、場合によっては相談支援パートナーと連携し児童、保護者の相談体制を整える。

(2)『安心』を生む取組

①学校独自児童アンケート（2回）、市教委によるアンケート（1回）の取組

～早期発見、早期対応、保護者との児童理解共有～

- ・7月と2月に行う学校評価のための児童・保護者アンケートの中に、いじめに関する設問を起し、学校と家庭、両方での見取りを行う。

- ・友達にいじめられて困っています。 ・学校でいじめられている人を見たことがあります。(児童)
- ・お子さんが、思いやりの心をもって誰にでもやさしくすることができるようにしています。(保護者)

- ・上記の児童用の設問に対し、「ある」と回答があった場合には、担任が個別に話し事情を聞き取り、指導を行うとともに、保護者にも経緯を報告し、学校と家庭の双方で解決できるようにする。なお、指導の進め方については、担任が独自に行うのではなく、同学年の担任、担任外、教頭に相談し、その子の特性や状況を捉えた上で進めるようにする。
- ・全市一斉に行ういじめについてのアンケート以外に、2回の独自アンケートを実施することで、学期ごとに子どもの様子の変化を捉えるようにする。

②迅速な対応と事実関係の正確な把握

- ・からかいや、相手を軽蔑し周囲から失笑を得るような態度は、すぐにその場でどの職員でも指導する。
- ・担任のみならず、全職員の中から相談しやすい教職員が対応できるよう柔軟な学校体制を敷き、いじめの対応を担任一人にしない。
- ・関係するすべての児童に対して聞き取りを行い、時系列を整理した事実関係を整理する。

(3) 保護者・地域への啓発と協力

①地域の方との連携

- ・学校評議員、PTA役員と本校職員で構成される学校関係者評価委員会を年2回実施し、地域における子どもの捉え、保護者としての子どもの育みを交流し、学校教育において子どもの健やかな成長のために共通理解を図る場とする。
- ・また、スクールガードや交通安全指導員の方々との連携も強化し、学校の中だけでは気付くことのできない子どもたちの様子の変化を捉えるようにしていく。

3. 子どもたちの心を育てる

(1) 「いのちの学習」

- ・性教育の視点から、自分の心と体の発達について理解し、自分の命の尊さについて考え大切にする姿勢、違うから・多くの人と共にするからこそ生まれる様々な問題の、より良い解決について実践する態度を養い、いじめ防止に繋げていく。

(2) 道徳の実践を通じた心の育成

- ・各学年の道徳教育から、生命尊重、相手を思いやる心、親切な気持ちとは？など、豊かな心を育む授業実践を積み重ねていき、6年間を通じた子どもの心の育成に取り組む。

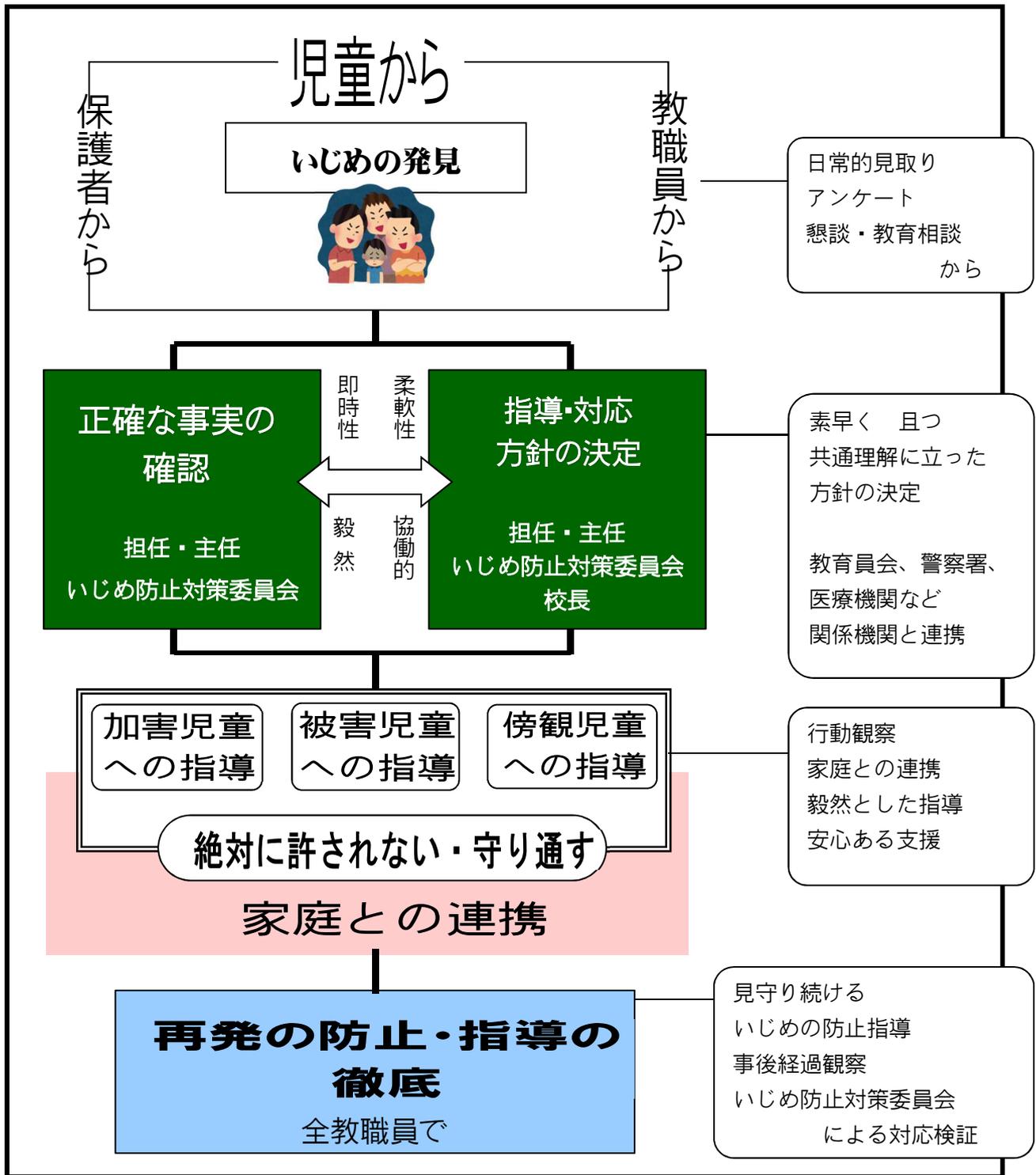
(3) なかよし活動を通じた取組

- ・児童活動部の取組として「なかよし活動」(縦割り活動)を行う。お互いに認め合う人間関係を育み、自分より下の学年の子どもを思いやる気持ち、自分より上の学年の子どもを敬う気持ちを育てていく。

(4) 学年・学級活動を通じた取組

- ・子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学年・学級づくりを行う。

※いじめ対応フローチャート



※間違いの無いように事実関係を捉えた上で、学校として毅然として指導に当たる。被害側、加害側両者とも、保護者も感情的になることが予想される。いじめを認めない状況が考えられるが、事実関係を基に冷静に対応するように心がける。

※日常的に行っているいじめ防止に係る様々な指導を、起きてしまった反省を基に見直し、精度を上げて実施するなどP D C Aのサイクルを大切に改善していく。